

今年も奉仕活動で交通安全に貢献

千葉県交通安全施設業協同組合

道路のカーブミラーや道路標識など、交通安全施設の施行を行う業界団体である千葉県交通安全施設業協同組合（白鳥和重理事長・25社）は6月18日、ボランティア活動として、毎年行っているカーブミラーや道路標識などの安全点検を今年も実施するべく、県道路環境課長に許可申請を提出した。

この奉仕活動は、平成17年、組合として認可されたが、一般の認知度が低く、地域での存在感も薄いと感じた組合員からの提案で、ボランティア活動を行うことにより存在感を高めたいという組合役員の意識が一致したこと、平成20年に始まり、毎年実施されてきた。

活動範囲は県内全域の国道や主要地方道、県所管の道路に設置された警戒標識やカーブミラー、案内標識などの安全点検や清掃などを行う。安全点検は曲がったり腐食したポールの調査や汚れの除去、ミラーは角度の調整も行う。

路線や区間などは県と協議する。この活動は定着してきており、県も組合のボランティア精神には頭が下がるかと賛辞を惜しまない。

組合の今年の安全点検は、時期を7月17、18、19日のうちの2日間を予定している。

活動内容は①警戒標識、カーブミラー等の清掃及び角度調整（脚立程度を利用する範囲の作業）②警戒標識、カーブミラー等の点検等（鏡面の割れや支柱の腐食など）③案内標識（マニュアル案）案内標識（維持管理、マニュアル案による）点検等（支柱腐食など）

活動にあたっての方針

- ①当協同組合の各地区担当が、関係する県の出先機関と事前に十分調整して活動します。
- ②安全点検活動に要する費用などは全て当該組合の負担とします。
- ③活動に伴う道路使用等に関して、管轄する警察署の指導を受けます。
- ④交通の障害とならないよう十分に注意します。
- ⑤作業者の事故等については、当協同組合が責任をもって対処します。
- ⑥県の管理する施設や第三者に損害を及ぼした場合は、当該組合がその損害を賠償します。

